

平成 23 年 (ワ) 第 886 号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外 32 名

被告 中部電力株式会社

原告準備書面 5 9

令和 7 年 9 月 30 日

静岡地方裁判所 民事第 2 部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴 木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

外

被告に対する求釈明

浜岡原子力発電所は、1～5の各号機ごとに、敷地から約600m離れた沖合に取水塔が設置され、敷地とは海底下約20mに設けた直径約5～7mの海底トンネルでつながっている。このような取水塔は、遠浅の遠州灘に立地したため国内で唯一敷地内に専用港がない浜岡原子力発電所独特の海水取水装置である。

これについて、旧原子力安全基盤機構（平成26年原子力規制庁と統合）は「平成20年度、地震に係る確率論的安全評価手法の改良」と題する報告書で、高さ21mの津波で取水塔が損傷するとしている（甲B18・3-4, 3-7）。

一方、浜岡原子力発電所の1号機取水塔の設計者は、「浜岡原子力発電所冷却水取水塔の設計」と題する論文において、「本取水塔の設計波高（碎波波高）は8mだが、上の関係式によれば、全波力最大値は1200tとなる。」（甲B122・36頁）としている。

また、地震動については、耐震設計上のクラス分けにおいてCクラス、応答スペクトル法による動的解析結果は「 $(0.2 \times 1.65) = 0.33$ の震度で検討したものと同等」（同頁）としている。

取水塔は、浜岡原子力発電所の安全性において死活問題を握る施設である。2011年の福島第1原子力発電所の事故は、津波による全電源喪失により炉心が冷却出来なかつたことで、1～3号機炉心内にあった核燃料棒が冷却出来ずに炉心溶融や水素爆発に至った。4号機では、炉心外の原子炉建屋の使用済核燃料プールの水がほぼ干上がり、冷却出来ない核燃料が爆発によって大気中に放出される恐れが差し迫り、首都圏住民の避難も首相官邸が想定しなければならない状況に陥った。

これと同じ事が、冷却水の命綱である取水塔が損壊すれば起きうるのである。

以上によれば、取水塔における対津波波力に関する設計や耐震設計が、最新の巨大地震の想定に耐えられるものである必要は明らかである。よって、下記について根拠となる資料を添えての被告の回答を求める。

- 1 取水塔における津波高および地震動の想定は、どのようなものであるか、想定手法と共に具体的に答えられたい。
- 2 取水塔の設計波高（碎波波高）や耐震設計は、前項の想定に耐えられるものとなっているのか、具体的な数値や根拠を示して答えられたい。

以上